

宗像市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

宗像市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、宗像市民の安心・安全の確保、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

なお、乙においては 宗像市内郵便局*（13局）が本協定を実施する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (2) 地域経済活性化に関すること。
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること。
- (4) 環境保全に関すること。
- (5) 行政及び地域の情報発信に関すること
- (6) 災害時における相互協力に関すること。
- (7) 高齢者の見守りに関すること。
- (8) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2023年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定解除）

第7条 甲又は乙が有効期間の中途において解除を申し出る場合は、相手方に対して解除希望日の1か月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することが出来るものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2022年3月29日

甲 宗像市

宗像市長

伊豆美沙子

乙 宗像市内郵便局 代表者

日本郵便株式会社 日の里団地内郵便局

局長

野津健司

(*）宗像市内郵便名（一覧）

- ・宗像郵便局・日の里団地内郵便局・宗像赤間郵便局・赤間駅前郵便局・池野郵便局
- ・大島郵便局・鐘崎郵便局・神湊郵便局・南郷郵便局・宗像自由ヶ丘郵便局
- ・宗像大社前郵便局・宗像田熊郵便局・宗像東郷郵便局